安全宣言

私たちは、高田河川国道事務所発注工事等の建設労働災害や公衆災害を撲滅するため、工事安全対策協議会を組織し、安全教育・訓練をはじめ、安全パトロールの実施等、関係者一丸となって取り組んでいます。

建設業には、豊かな国民生活の実現、安全・安心の確保、個性豊かな活力ある地域づくりに寄与する社会資本整備のほか、多発する自然災害に対する機敏な対応が求められています。

建設業が継続して、社会資本整備や災害対応の役割を果たし続けるためには、デジタル技術の活用などによる生産性向上を図り働き方改革を推進すると共に、労働災害防止に積極的に取り組み安心して働くことができる現場環境を構築し、新たな担い手を確保していくことが重要です。

一人の被災者も出さないため、リスクアセスメント等により作業員一人ひとりが高い意識を持ち、作業に潜む災害要因を予見して労働災害の未然防止に取り組み、安全衛生に携わる者が、全作業員の健康状態の把握に努める等、現場の状況や環境に即した重点的な安全管理活動を実施することが求められます。

また、企業責任者自らが、率先して労働災害及び公衆災害防止への取り組みを実践することが必要です。

私たちは、本大会を契機に、新たな決意のもと、「安全第一」の原点に立ち返り、過去の教訓から得た安全十訓を積極的に実践し、労働災害のない安全・安心で快適な現場環境の構築を目指して邁進することをここに宣言します。

令和八年九月三十日

高田河川国道事務所 建設労働災害防止大会